

告示

埼玉県告示第四百十七号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成三十年四月十三日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	さいたま東村山線	新座市野火止四丁目七七二番一、二地先から 新座市あたご一丁目二四三番一地先まで
県道	練馬川口線	戸田市下前二丁目二九七四番二地先から 戸田市下前二丁目三〇一一番三地先まで
県道	越谷八潮線	越谷市大字下間久里字源前七五四番一地先から 越谷市大字西方字上手三一〇六番一地先まで
県道	青山熊谷線	熊谷市屈戸字南耕地一八五番一地先から 熊谷市佐谷田字南砂原二三一五番二地先まで
県道	川藤野田線	吉川市大字川藤字川岸一一九番一地先から 吉川市大字鍋小路字沼原一一九番一地先まで

二 指定する期日

平成三十年四月十三日